

再生医療等製品販売業許可更新申請書

事 項	再生医療等製品販売業の許可を更新しようとするとき
根 拠 法 令	法 律 第 40 条の 5、第 40 条の 7 施 行 令 第 44 条、第 57 条 施行規則 第 196 条の 5 施行細則 第 6 条
提 出 部 数	2 部（1 部薬事管理課、1 部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）
添 付 書 類	再生医療等製品販売業許可証の原本
手 数 料	11,900 円（長野県収入証紙、またはオンライン決済による納入※） ※オンライン決済による納入の場合は、以下の QR コードから利用者側 URL にアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」行うこと。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=72927 
そ の 他	1. 許可証を紛失した場合、再交付申請手続きを併せて行う。

再生医療等製品販売業許可更新申請書

許 可 番 号 及 び 年 月 日			
営 業 所 の 名 称			
営 業 所 の 所 在 地		〒 TEL	
営 業 所 の 構 造 設 備 の 概 要			
(法 人 に あ っ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名			
管 理 者	氏 名		資 格
	住 所		
兼 営 事 業 の 種 類			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
申 請 者 に 責 任 を 有 す る 役 員 (法 人 に あ っ て は 、 薬 事 に 関 す る 業 務 の 欠 格 条 項) を 含 む。	(1)	法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	
	(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3 年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により再生医療等製品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考			

上記により、再生医療等製品の販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名